

国官技第177号
平成18年9月26日

各地方整備局企画部長 あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

請負工事成績評定要領の運用の一部改正について

「公共工事等における新技術活用システム」については、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成18年7月5日付国官技第86号、国官総第237号）及び「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成18年7月5日付国官技第87号、国官総第238号、国営整第6号、国総施第60号）（以下、「実施要領」とする。）にて通知したところであるが、実施要領「3.5.5 施工者による新技術の活用等を促進するための方策」の「（2）施工者の工事成績評定への措置」について、「請負工事成績表定要領の運用について（平成13年3月30日付国官技第93号）」及び「請負工事成績評定要領の運用の一部改正について（平成17年6月30日付国官技第6号）」の「地方整備局工事成績実施要領（別添1）」の「工事成績採点表〔完成、一部完成〕（別記様式1）」の「工事成績採点の考査事項の考査項目別運用表（別紙－1⑥）」を別添のとおり改正したので通知する。